

第35回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月9日(火) 午前9時30分から午前10時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席 2番 今井 百合 副会長

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 1番 藤井 利徳 委員
議席 4番 曾我 秀美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第156号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第158号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第159号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 議案第160号 非農地判断の承認について
- 議案第161号 農地利用最適化推進委員の任期の延伸について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

局長	西田 哲之
局長補佐	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は議席18番今井百合委員1名で、議席3番緩利哲治委員からは遅参の届出がございます。早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番藤井利徳委員と議席4番曾我秀美委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第156号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号10について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、隣接地を所有する譲受人がこれまでから一体的に耕作管理をしていたことから、農地の所有権移転について双方で話がまとまり、現状に合わせたかたちとなるように、今回申請されました。譲受人は、園芸店を営む傍ら、農作業歴50年の経験を活かし、今後も継続して耕作される見込みであり、自身が耕作する土地と一続きの当該申請地にて、野菜及び花きの栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号10については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいまの事務局の説明のとおりです。この件については、推進委員の澤田氏と現地確認し何ら問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見を申し上げます。

- 担当推委 区域番号4番澤田です。事務局並びに林田委員の説明があったとおりですので、特に問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号10について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号11番について説明します。参考図は3ページから4ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、親族が当該農地の隣接地に居住しており、これまでから、親族とともに自家消費用の野菜を栽培するなど、一部農地で耕作をされてきたところであり、当該申請地にて、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号11については、議席6番福野委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号6番福野です。3条調書、整理番号11番について説明します。令和8年4月15日に伴推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由を聞き取りま

した。高齢で、家族に耕作の担い手がない譲渡人と、申請地の隣に居住していて家庭菜園の規模を拡大したいと考えている譲受人の合意が成立し申請されました。周辺農地に影響を及ぼさないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号9伴推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号9番伴です。ただいま事務局並びに担当農業委員の説明のとおりです。私も4月15日に面談いたしました結果、許可申請と誓約書等を確認しております。農地利用の推進に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号11について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号12について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号12番について説明します。参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから土地処分を検討していたところ、これまでから耕作管理をしてきた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の親族にあたり、事情をよく知ることから、今回の手続きに快諾されたもので、居所から近い当該申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号12については、議席3番緩利委員が欠席ですので事務局に説明を朗読させます。

事 務 局 代読します。家を売却して残った田を、今まで耕作していた譲受人に購入していただくための案件となります。許可相当と判断しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。今、事務局の説明のあったとおりで、農地利用の最適化の推進に何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 議席8番山崎です。地図図面で1071番地となっていますけれども、書面では1061となっています。どちらが正しいのでしょうか。

事 務 局 大変失礼いたしました。正しくは1061となります。1061で修正のほどよろしくをお願いします。

議 長 その他ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号12について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号13について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号13番について説明します。参考図は7ページから8ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は近年、農地規模拡大を進める農業者であり、将来にわたっての農業経営の継続性を検討された結果、自身が関与する法人事業を農業主体にシフトし、農産物の生産や加工・販売を主目的とする法人、いわゆる農地所有適格化法人として形態移行されました。今回、この法人を譲受人として農地の所有権移転について申請されたものです。譲受人は、申請地

にて、これまでどおり水稻の栽培を行う予定です。なお、申請にあたり、農地所有適格化法人の4つの要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしていることを確認しております。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号13については、議席3番緩利委員が欠席ですので事務局に説明を朗読させます。

事 務 局 代読します。会社組織に名義を変えられますけれども、作付け等は変わらず譲渡人が耕作をされます。許可相当と判断しますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。今の件ですけれども、事務局の説明の通りですが、譲受人が企業になるという事ですが、長谷川誠さんが自身の経営される企業の一部事業として、農業を始めるにあたって個人で実績がないので、法人としてすでに耕作していますのでそちらに譲渡すということで、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号13について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページから10ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、これまで農地を間借りし、耕作をしていた譲受人と所有権移転について、話がまとまり、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、居所から近い当該申請地にて、季節野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながらも、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号14については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。整理番号14番について、事務局から説明があったとおりです。4月29日、福山推進委員立ち合いの元、現地を確認いたしました。隣の土地でございまして、今までから耕作をされてこられましたので、何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。整理番号14番について、推進委員の立場から補足説明させていただきます。ただいま事務局並びに黄瀬農業委員からの説明があったとおりでございます。当日、譲渡人と黄瀬委員と私と3人で立ち合いをして、一生懸命草刈りをして畑をやりたい。やっと自分の思いが叶ったとお伺いしました。用水路、排水路のことも黄瀬委員さんと確認をしました。問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号14について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可することに決定いたします。

議長 議案第156号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第157号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議長 4条調書、整理番号6について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番について説明します。調書は6ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請地を防火水槽及び駐車場にするための申請です。計画によると、申請人は近くで手芸用や学校教材用の粘土を製造販売している事業関係者であり、この度、事業所内の防火設備について行政指導を受け、設置場所の検討の結果、消防署協議の元で、当該地に防火水槽を設置されます。本件は転用目的の趣旨から、防火水槽を必要とする事業者を譲受人とする5条申請が一般的な取扱いと考えられますが、この点については、先ほどご説明をしましたとおり、当該申請人は自身が事業を創業し、現在は事業者の役員にあたる方であるため、当該申請人を転用事業者とみなして差し支えないことを確認したことから、4条申請になっていることを申し添えます。申請地の防火水槽は20平方メートル、深さ1.8メートル程度の屋外埋め込み型のものであり、当該整備に併せて周囲を舗装し、従業員用の駐車場とされます。造成工事については、盛土により整地し、仕上げはアスファルト舗装されるものの、畦畔高や道路高を超えない程度の造成であり、端部はなだらかに擦り付けられることから、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、事業所側の既設の水路に向けて路面勾配を取り、放流処理されることのほか、周囲が自己所有地であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号6については、議席14番植西委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。去る4月28日に西尾推進委員と共に、現地に立ち合い譲受人から説明を受けました。概要は事務局の説明のとおりですが、私からも経緯を説明させていただきます。事の始まりは4月24日金曜日に私が近くを通った時に、会社の前の農地に建設機械の重機が入っているのに気づき確認に行くと、防火水槽を設置しているとのことで、転用の手続きをしたかと尋ねると、何もしていないという事で、すぐに工事を中止し申請するよう言いましたが、す

でに工事の状況は完了状態にありました。消防署からの防火設備設置の行政指導で早期に設備が必要であり、工場内では無理なため、隣接している農地に決めたが、農地下流の田植え時期に影響が出ないようにすること、また農作業者に迷惑をかけないようにしたとのことでした。申請人には厳しく伝えたいので、事務局と連帯し、工事中断による周辺の農作業への影響を考慮し、安全を確保できた時点で工事を停止するよう求めたところでした。いずれにしても、今回の事業者の防火設備設置の経緯と、その後の迅速なる申請の状態を見るに、申請人の反省の色が伺えたことから、本件の転用はやむを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号43番西尾です。ただいま事務局と農業委員さんの説明のとおりです。特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号6について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第157号については、以上であります。

議 長 遅参の届出のあった緩利委員が出席されましたので、次の案件から審議に参加いただきます。

議 長 続きまして、議案第158号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 5条調書、整理番号6について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番について説明します。調書は8ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする売買です。本件は、南北に位置する県道泉日野線を境に東側が市街化区域となっており、別途農地法第5条届出申請がなされています。計画によると、近隣の工業地域内に関西工場を持ち、食品の製造販売業を営む譲受人が、敷地内に工場設備を増設するにあたり、既存の職員駐車場が減少するため、近隣地に代替地として求めるもので、エリア全体で66台分の駐車場を整備されます。この点、従業員用として工場近隣地に整備する必要があることから、まとまった敷地を確保する必要があります。場所選定はやむを得ないと考えられます。造成工事については、盛土及び切土により整備し、特に出入り口は高低差を考慮してスロープ構造とされますが、土砂が流出しないように、端部はL型擁壁などのコンクリート構造物を設置されます。雨水排水は、敷地内に設置する会所柵に向けて流れるよう勾配を取るとともに、最終的には既設水路に接続し放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、残高証明書にて確認をしています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号6については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいま事務局の説明のあったとおりです。この件については、代理人の行政書士に来ていただいて説明を受けました。特に問題はないと判断いたしました。山中推進委員と共に確認しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。この案件については、今、説明されたとおりです。推進委員としても、農地利用最適化に支障なしと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号6について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可することに決定いたします。
また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定の締結と「同時許可」となります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番について説明します。参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、家庭菜園を目的とする、農地の売買です。なお、家庭菜園では野菜や花き等を栽培されることから、農地法3条による申請が一般的な取扱いとなりますが、その一方で、その取り扱う面積が小規模であり、宅地との位置関係から、住宅敷地から独立して取引対象になると認められない場合、宅地とその農地全体を一体と捉えて、農地法4条、ないし5条による農地転用として取り扱う旨の通知が国から発出されています。計画によると、石積みで囲まれた外構部分として宅地一体敷地になっている当該地を、これまでは譲渡人が耕作されてきましたが、生活拠点が他市であるために、空き家バンクを通じて処分を検討していたところ、居住希望であった今回の譲受人と話がまとまり、今回申請があったものです。申請地は今後宅地と独立して処分される見込みがなく、宅地一体敷地とみなされることから、転用としての取り扱いに特段の支障はないものと考えられます。新たな造成工事はなく、現状が畑地であり、これまでの利用と変わらないことから土砂流出は見込まれないとともに、雨水排水も自然地下浸透ですが、周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号7については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。5条調書、整理番号7番について説明をさせていただくわけですが、今、事務局の説明いただきましたが、非常に稀な案件でありまして5条で出ていますが畑になっておりますし、今後、新しい住居人も家庭菜園を

続けるということで、農地として何ら問題はありません。宅地内にある一部が畑になっていますので、土砂流出や洪水等に関することもクリアしていますし、以前と何ら変わらない農地の管理方法となっていますので、何ら問題のない案件だと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号23番清水です。今、説明のあったとおりですが、耕作人が変わるといっても畑として継続利用されるということで農地利用最適化の推進に何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。

申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農地です。申請内容は、水道管敷設を目的とする一時転用申請です。計画によると、譲受人は近くで呉服店を営む小売業者であり、これまで隣接する住居から水道管を引き込みし、利用していました。近年、当該住居を売り渡し処分されることになったため、水道設備の継続利用が困難になり、新たな引き込み箇所として前面の県道側からの設置を検討されたものの、こちらの採算性が合わず、結果として、今回申請地側の市道から、およそ30メートルの水道管を敷設する計画とされたものです。ここで、申請地は原則転用不可の農用地区域内農地ですが、一時転用のための転用は例外許可できることとされており、今後、設備を恒久的に利用される場合には、農用地区域の除外申請、事業計画変更申請の手続きが必要な旨、申請代理人に伝えておりま

す。造成工事は、既存の畔の一部に給水管を敷設し、上部を砕石で埋め戻して施工されるもので、施工面積は小規模であり、土留め板を設置されることから、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は、砕石仕上げの自然地下浸透で十分処理できる見込みであり、隣接農地が譲渡人の自己所有地であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号8については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。整理番号8番について、事務局の説明がありましたが、畔をいったん削って水道管を敷設して畔に戻します。一時転用的に水道管を敷設するだけでその他農地はそのままとなります。恒久的なことになると上を農地でない形とするわけですけれども、今のところは水道管を埋めたら同じ田に戻す工事を考えているということでした。農地の利用としては何ら変更ありません。工事は水田の工作の終わった冬季にすると聞いております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事務局 代読します。今回の案件ですが、母屋を売却したことにより、隣にある申請者の店舗にある上水道が利用できなくなったため、新たに農地から上水道管を敷設されるための申請です。農地利用の最適化に特に問題ありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号8について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第158号については、以上であります。

議 長 続きます。議案第159号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第159号について説明します。農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は2件で、土地の所在・面積、変更の理由等については、調書の10ページのとおりです。計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員さんにおいて確認の上、申請されているものであり、全体では11ページのとおり、除外が2, 617平方メートルの計画変更です。対象地の位置関係は、事前にデータ配信しました、別冊、11条公告、甲賀農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）案の資料のとおりですので、併せてご覧ください。

最初に、調書10ページ、番号1番、付図D-1、配信データのサムネイル3ページ、4ページです。こちらは、甲南町池田地先において、長年耕作を離れた結果、原野化が進行したことによる除外予定であり、今後農地として積極的な活用が見込まれず、かつ周辺農地の保全に影響がないものとされており、内容は調書に記載のとおりです。位置図北側の隣接地は、令和6年1月に5条許可があった箇所であり、改めて農地利用に支障がないことを申し添えます。

次に、番号2番について説明します。配信データのサムネイル5ページ、6ページ、付図D-2であり、こちらは甲南町野尻地先において自己用住宅にするための除外予定地です。申請地の道路を挟んだ北側に申請人の実家があり、将来に両親の介護等が見込まれる中で、実家近隣で自己用住宅用の候補地を検討された結果、適当な代替地が他に見つからなかったことから、当該地を選択し今回除外の申請があったものです。本件の詳細は調書12ページをご確認ください。

農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、議案第159号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第159号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。

議 長 議案第159号については、以上であります。

議 長 続きます。議案第160号「非農地判断の承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第160号について説明します。

市内農地の農地利用最適化を推進するには、遊休農地の発生防止、解消に努める一方で、守るべき農地を明確にし、山林化、原野化など再生利用が困難な農地は、「非農地」として農地から除外していくことが求められています。当議案は、甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領第8条の規定により、非農地の決定について、総会にお諮りするものです。なお、現時点で、委員の現地調査が完了した農地を計上しており、資料集約の関係で調査日から日数経過しておりますが、あしからずご了承ください。今後も未了部分については、調査が完了次第、随時お諮りさせていただきます。

それでは、調書の14ページから15ページの非農地判断対象農地一覧をご覧ください。所在地、調査日、調査員は記載のとおりで、町別には土山町が37筆計17,709平方メートル、信楽町が6筆、計4,086平方メートルで、全体で43筆、計21,795平方メートルです。それぞれの連番に対応する現地写真及び位置図は別冊のとおりです。いずれの箇所も、一面が山林の様相を呈するなど、農地に復元することが著しく困難な土地と見られます。事務局の説明は以上です。

議 長 続いて、議席16番鍋家委員、調査報告をお願いします。

担当農委 議席16番鍋家です。去年に調査をしたのですが、私と推進委員の2名の3名で現地調査に伺いました。写真を見ていただくと分かるように植林化されていて、それも数十年経っているというような感じになっています。これをこれから農地に戻すということだと、不可能であると感じました。植林や原野となっていて、木も大きくなっていますので農地として利用するには難しいと判断するところです。

議 長 続いて、議席14番植西委員、調査報告をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。令和8年2月3日に推進委員の2名と私の3名で現地を確認、調査しました。対象地は信楽町下朝宮地先で集落の山裾にあたります。現地は山林化しており、周囲の山に溶け込まれていたことから、境界も分からないほどの状態でした。昔は茶畑であったと推進委員の意見もあります。勾配が急で手間もかかることから、仕事がしやすい場所に徐々に移り荒廃していき、数十年の時を経て現在の状態に至ったものです。到底、農地復元は見込まれず非農地と認定してもやむを得ないと思います。以上、報告とします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明及びご報告がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委員 【意見等なしの声】

議長 ご意見等もないようですので、議案第160号について採決いたします。「非農地判断」に関して、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第160号「非農地判断」については、承認することに決定します。

議長 議案第160号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第161号「甲賀市農地利用最適化推進委員の任期の延伸について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 本年度の農地利用最適化推進委員の任期延伸について説明いたします。農地利用最適化推進委員の本来の任期は7月19日までとなっておりますが、今年は7月20日が祝日に当たるため、臨時総会を7月21日に開催し、同総会において農地利用最適化推進委員の選任議決を行い、同日付けで委嘱を行う予定としています。このことから、現任の農地利用最適化推進委員については、臨時総会での議決及び委嘱が行われる7月20日まで、任期を1日延伸する必要があります。また、農業委員会等に関する法律において、農地利用最適化推進委員の任期は3年間とされており、同法第20条第2項において、委員の任期に空白期間が生じないように求められています。今回の1日延伸は、この法の趣旨に沿い、委員の任期に途切れが生じないようにするための措置であります。なお、農業委員につきましては、6月議会

での議決を経て任命されるため、任命式は同じく7月21日に実施しますが、任命日は遡って7月20日付けとなります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、議案第161号について、ただいまの説明で理解いただけたと思いますので、これより採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第161号については、原案どおり可決いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員に対して、本日付けをもって通知することとします。

議長 議案第161号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は18ページから20ページ、参考図は23ページから29ページです。

今月は市街化区域内の農地転用事案について、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が6件であり、駐車場、住宅建築、工場建設等を目的とするものです。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、報告案件は以上です。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。
事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告について
・退任式について
・経過と予定について

議長 報告事項は以上です。

議長　　ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員　　【質問等なしの声】

議長　　ご質問も無いようですので、以上で総会を終了いたします。